

第6回規制改革推進会議専門チーム会合 議事概要

1. 日時：平成30年5月11日（金）10:30～11:40
2. 場所：中央合同庁舎4号館2階 共用第3特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）原英史
 - （専門委員）池本美香、佐久間総一郎
 - （事務局）田和室長、窪田次長、西川参事官、福田参事官
 - （説明者）厚生労働省年金局 企業年金・個人年金課長 青山桂子
厚生労働省年金局 企業年金・個人年金課長補佐 橋本圭司

4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 確定拠出年金に係る規制改革について
 - （閉会）

5. 議事概要：

福田参事官 それでは、定刻になりましたので、「規制改革推進会議 第6回専門チーム会合」を開催いたします。

本日は、原委員、池本専門委員、佐久間専門委員に御出席をいただき、3月29日の第3回専門チーム会合に引き続き、確定拠出年金に係る規制改革を御審議いただきます。

第3回会合では原委員に司会をお願いいたしましたので、本日の議事進行も、原委員、どうぞよろしくお願いいたします。

原委員 ありがとうございます。

本日は、3月29日の専門会合での議論の引き続きということでございますが、厚生労働省さんには事前に資料1で各論点のヒアリング事項をお示ししております。

最初に事務局から資料1を簡単に説明いただいて、その後厚生労働省さんから資料2を御説明いただき、質疑応答したいと思います。

では、最初に事務局から。

福田参事官 承知いたしました。

それでは、お手元に右肩に資料1と書かれたA4の1枚の紙を御用意ください。「確定拠出年金（DC）に係る規制改革に関するヒアリング事項」という資料でございます。こちらで、前回の議論のおさらいと本日の会議の論点を御案内いたします。

「1. 加入者資格の喪失年齢」についてです。

確定拠出年金法では、指定されているとおり、個人型年金において60歳までと指定されています喪失年齢を、老齢基礎年金の支給開始年齢である65歳に引き上げられないかとい

うものです。

企業型年金においても、喪失年齢は原則60歳となっています。しかし、企業型におきましては、平成23年の年金確保支援法の改正によって、60歳以降であっても、引き続き同一事業者に雇用される場合においてのみ、65歳までの一定年齢まで引き続き加入することができるようになりました。

しかし、グループ会社であっても、別企業に転籍をすると、60歳を超えて引き続きの加入ができません。そこで、企業型においても、同一規約内の転籍者については、65歳まで継続加入をできないかという要望が出ております。

前回の会合において厚生労働省よりニーズは理解をしているという前向きな見解を頂戴いたしましたので、本日は、具体的な結論に向け、検討方法と結論の時期について見通しを伺いたいと思います。

次に、「2．中途脱退（脱退一時金の支給）の要件緩和」です。

確定拠出年金法によって、60歳の受給開始年齢に達するまで、公的年金の保険料が免除されるほどの生活困窮であって、また、かつ加入期間が3年以内、または資産額が25万円未満の条件を満たした場合を除いては、中途脱退、つまり脱退一時金の支給を受けられないルールになっています。

厚生労働省からは、確定拠出年金は老後の所得確保として公的年金を補完するという制度の目的から外れることとなるために、中途脱退を認めるのは難しいという見解が示されました。

一方で、若年者などの個人型年金の普及拡大を図る視点から、また、外国籍の加入者の増加の状況を踏まえまして、税制の優遇措置を受けているということをお察した上で、検討いただくことはできないだろうかという問いかけでございます。

続いて、「3．兼務規制（営業職員による情報提供）」です。

利益相反の観点から、現在は、確定拠出年金の運営管理機関である金融機関の営業職員が、運用商品の選定、提示、情報提供をすることは認められていません。しかし、運用商品名の提示や情報提供であれば中立性を欠くことにならないということで、厚生労働省より緩和の方向性を明確に打ち出していただけました。本日は、規制緩和の具体的な内容、また、実施時期を伺いたいと思います。

4番目は、確定拠出年金において、投資一任サービスも選択肢に入れることはできないだろうかという提案です。厚生労働省からは、確定拠出年金は、個人が自己の選択において運用の指図を行う制度であり、難しいという回答でございました。そこで、まずは投資一任に対するニーズを調査していただき、その結果に応じて検討をするということを考えていただけないかという提案でございます。

資料1については、以上でございます。

原委員 では、厚生労働省、お願いします。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） 資料2につきまして、厚生労働省から御

説明をさせていただきます。

原委員 資料が分厚いですが、20分以内でお願いできればと思います。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） わかりました。大変大部で恐縮でございます。

各ヒアリング事項に先立ちまして、確定拠出年金を含みます、私的な年金制度の趣旨や経緯について改めて御説明するために、資料が大部になってしまって恐縮でございます。前回の資料も含まれていますので、新しい部分を中心に、時間を守りまして御説明させていただきたいと思います。

まず、資料をお開きいただきまして、2ページ以降、6ページまでは前回と同じです。制度の基本的な内容でございますので、省略いたします。要は、確定拠出年金も公的年金の上乗せの制度の一つとして、みずから運用し老後に給付する制度として作られたということを書いていたものでございます。

7ページ以降を御覧ください。私的年金というものの方向性を、公的年金との関係を踏まえて、改めて御説明したいと思います。

恐縮ですが、8ページ以降に、公的年金の話から入っております。公的年金に上乗せということで、まず公的年金の御説明をするのですが、8ページにありますとおり、高齢者世帯におきましては、公的年金等は所得の65%程度を占めていますし、公的年金のみで生活している世帯は5割強あるというもので中心となっておりますが、他方で、9ページにありますとおり、公的年金は持続可能性を強固にする必要がございますして、平成16年の改正でマクロ経済スライドという仕組みが設けられて、中長期的には給付水準、所得代替率とは現役世代の所得に対する率ですが、その代替率が62%程度あったものを、50%まで調整するということが決められております。

そうした中で、10ページをお開きください。そういう公的年金の調整もある中で、太字にありますとおり、それを補う上で私的年金の対応の支援も重要だという形で、我々年金行政として認識しております。

11ページを御覧いただきまして、先ほど、8ページのほうで、高齢者世帯の公的年金で得られる所得というのは年間200万という額が平均です。そういう額では、11ページにありますとおり、老後の備えとして不安に感じる方が多いです。

12ページを御覧ください。事実、高齢者で生活保護の対象となるという人は、高齢者の伸び自身以上の割合で増えています。

こうしたことから、13ページにありますとおり、公的年金でもマクロ経済スライドがある一方で、短時間労働者への適用拡大とか受給資格要件の短縮などといった形で、所得全体の底上げを図っておりますけれども、やはり右側にある私的年金の役割が重要です。確定拠出年金はその一つとして、そして、公的年金と相まって、高齢期の所得確保を図る年金として作られました。

14ページにその趣旨が書いてあります。そういう昨今の状況を踏まえて、全ての国民が

利用でき、ある程度厚みのある給付であることが、この確定拠出年金制度にも求められると考えております。

こういう確定拠出年金制度の成り立ち、目的、役割を踏まえて、税制措置もございませう。15ページ以降でございます。

16ページを御覧ください。確定拠出年金は、ほかの年金税制とほぼ同様なのですが、このように拠出時も非課税とか所得控除、運用時も、今は課税が凍結されていたり、運用益は非課税でございます。給付時に一定の控除の上で課税という仕組みになっております。

その考え方の背景なのですが、17ページを御覧ください。これは、確定給付型の企業年金のときの資料ではあるのですが、企業年金は高齢期への所得移転という考えで、拠出されるけれども、拠出時には所得と見ないで老後に受給するときに課税するという思想です。ということで、この拠出時、運用時、給付時の税制優遇の関係がございませう。

確定拠出年金も、従来の企業年金制度より遅れて制度ができましたが、18ページでございます。細かくて恐縮ですが、第2パラグラフ目の「しかしながら」のあたりの真ん中より後ろの方に文章がございませうが、確定拠出年金はその仕組みの性質上、それに税制優遇をすると強力な貯蓄優遇税制になってしまうのではないかと強い反対意見がございませう。そうならないように、次のパラグラフにありますとおり、いつでも引き出せる貯蓄とは異なりまして、老後の所得として使うものであることを制度内容の細部まで求めるよう設計されました。そういうことで初めて、年金としての税制優遇措置、繰り返しになりますが、掛金の段階では課税せず、高齢期になって受給するので、そこで課税するというものが、認められた経緯がございませう。

その年金税制ですが、19ページにありますとおり、税調の方でさまざまな、あり方そのものを見直すという話も出てきておりますが、我々はあくまでも、年金制度としての制度の趣旨は維持して、より厚みのある給付に向けた制度強化が必要と引き続き思っております。

そういう思いで、資料は飛ばしますが、22ページ以降でございます。事実、我々年金局におきましては、この私的な年金の普及・拡大に向けて制度改正を行いました。前回も一部御説明したので恐縮ですが、平成28年に確定拠出年金法等の一部改正法が成立しております。

23ページが法改正の全体の概要なのですが、この法改正は28年の6月に公布されましたけれども、施行を順次やっています、施行期日の一番下の方にありますとおり、最後の部分がちょうど今年の5月1日に施行したばかりでございます。

この改正法につきましては、24ページをお開きください。法律の附則におきまして、施行から5年の検討規定が設けられています。具体的には、いろいろあるのですが、法律上の施行日の中のうち、平成29年1月1日という施行日から5年を目途として、改正法の検討をするという検討条項が第2条でございます。

以下、法改正の概要をごくかいつまんで御説明したいと思います。

26ページは飛ばします。

27ページを御覧ください。私的年金の普及・拡大は必要ですが、この社会経済情勢の中で、企業年金を実施する企業の割合が、特に中小企業におきましては下がってきてしまっておりまして。

28ページでございます。他方で、個人に目を転じれば、非正規労働者が増加しているというのは御案内のとおりでございます。

そこで、29ページにありますとおり、まず企業年金という役割もございまして、中小企業がよりDCを導入しやすくする仕組みを設けることとしました。詳細は省略しますが、そういう改正もこの5月に施行されております。

32ページ以降の中身に移りますが、具体的には34ページを御覧ください。改正のもう一つの内容としまして、ポータビリティとございまして。これは、転職などであっても、企業ごとに運営される企業年金の制度間で積立金と加入期間を持って行けるという措置があったのですが、その対象を拡充し、かなり完成形に近い形にいたしました。これは、まさに年金制度として、長く加入いただいて老後に十分給付されるということをより確保する目的でやっております。

35ページを御覧ください。非正規の方が増えてきたなどと申しましたけれども、やはり私的年金、選択肢を増やすために、個人型の確定拠出年金はもともと対象が限定されていりましたが、この黄色のところも加入可能とすることで、ほぼ全ての国民が可能となりました。これにより、どんな立場に置かれた個人の方でも、このDCによって60歳まで資産形成が続けられるということとなりました。

36ページ以降を御覧ください。ここが改正事項の最後ですが、DCの特徴として重要な一つに、自己の責任で個人が運用するということがございまして、その大原則をきちんとワークさせるために、運用についての制度改善を幾つか行いました。

詳細は省略しますが、38ページにありますとおり、個人が運用しやすい投資教育というのは非常に求められますけれども、その努力の義務の度合いを強めたり、38ページ、39ページには、運用商品を選びやすくするために、運用商品数が多くなり過ぎないようにするための上限を設ける等、商品を選びやすくするための環境整備を図りました。

改正の内容は以上でございまして、要すれば、全ての人々が公的年金の上乗せとしての、年金のための自助努力ができるよう、また、加入者自身で運用しやすい制度といった、2つの意味での制度の本旨及び実現するための改正を行い、まさに今、施行をしているという真っ最中でございます。

ヒアリング事項に関する御説明に入ります。

41ページでございます。加入者資格の喪失年齢につきましては、先ほど御紹介もいただきましたとおり、我々としても検討課題としては認識しておりまして、資料も今回は追加しておりませんので、省略いたします。

すみません。兼務規制はヒアリング事項では3番なのですが、2番目に持ってきてしま

いました。44ページ以降の兼務規制でございますが、これも前回、一旦検討する方向での話は差し上げましたが、48ページに飛んでいただきまして、加入者の選択を促すために、提示や情報提供といった運営管理機関の行う業務を営業職員も兼務できるようにする方向でやろうと我々は考えました。それで、この社会保障審議会企業年金部会というものがあります。この審議会の先月20日の会合で、このように改正案を諮りまして、方向性は了承されております。このように、提示、情報提供等の部分につきまして可能となるようにしたものでございます。そういう方向でも検討を進めております。

次、投資一任の関係でございます。

これは前回お話ししましたとおり、加入者自身が自己の責任で運用を行うという本制度の基本との関係が問題となりますが、参考までに50ページ、51ページを御覧ください。他省庁の制度でございますが、個人が長期に積み立てて運用し資産を形成するというのを支援する、積立NISAという制度の商品の確認をいたしました。商品の基準は厳格に設定されていまして、インデックスを中心としたものであり、アクティブな投資については限られたものという、それ限りの範囲でしか商品が認められないという制度となっていることを確認いたしました。

52ページ以降を御覧ください。中途脱退の論点の関係でございますが、資料としては、53ページまでは変わりませんので省略いたしますが、54ページを御覧ください。前回、ヒアリングの中で、特に企業型の確定拠出年金の場合、60歳前にその会社を退職するときに受給できない点について指摘をいただきました。しかしながら、企業の退職給付と考えた場合に、この表にありますとおり、企業型年金というのはDCのことですが、企業型DCだけでやっている場合ではなくて、ほかの退職一時金とか企業年金の各制度の違いを十分にわきまえて、組み合わせで運営されている方が多いです。このように、企業では、従業員が、退職の瞬間とか退職後の老後といった、幅を持ったスパンで所得確保をされるよう、退職もされるよう工夫されているという事実を御紹介したいと思っております。

最後に、ヒアリング事項に対する、直接の御回答でございます。55ページ以降を御覧ください。

加入者資格の喪失年齢につきましては、御紹介いただきましたとおり、検討課題としての認識は持っております。検討することはあるのかなと思っております。ただ、これは法律改正事項でございます。先ほど法改正のところで御説明しましたとおり、確定拠出年金法は改正したばかり、施行したばかりですが、5年の検討規定がございます。その中で制度全体の検討をしなければいけないこととなっておりますので、そういう中でも一環で考えることはあるかと思っております。ただ、赤字のところ、「また」にありますとおり、個別に考える場合にいろいろ考えなければいけない論点はあるかと思っております。例えば、個人型を65歳に引き上げようという御提案でございますが、DC制度に加入するには、上乘せですので、公的年金の被保険者ということが前提ですが、国民年金だけの方の場合に任意加入という制度がありますが、その場合を除き、被保険者資格は60歳までです。だから、被

保険者でない60歳以上の人というのは国民年金の方だとおりますが、そういう人は上乘せのDCで対象とするというのをどう考えたらいいのかというのは悩ましいと思っております、そういういろいろ慎重な検討が必要な点もございます。いずれにしましても、検討に当たりましては、関係者ヒアリング、税制の整理、社会保障審議会の議論、税改要望、法改正手続きが必要となりますので、検討から結論までは数年はかかると思っております。

56ページを御覧ください。中途脱退でございます。DC制度は法第1条にありますとおり、公的年金と相まって高齢期の所得の確保を図る年金制度でございます。これを踏まえて、中途引き出しは原則としてできず、ごく厳しい要件で認めているのみでございます。これが、年金として所得控除等の税制の最大の根拠ともなっています。これを緩和しますと、制度の趣旨、税制優遇の根拠を揺るがしかねず、検討困難と考えております。むしろ、こういう中途脱退要件がある、厳しいという、こうしたことについて加入時などに十分周知してまいりたいと思っております。御要望の趣旨は、若者などとおっしゃいましたとおり、老後資金、通常生活費以外にも現役時代にお金が必要になることがあるからということかと思っておりますが、それはそのとおりかと思っておりますが、だからこそ、DC以外のさまざまな、例えばNISAなどの中途資金の引き出しも可能な制度があるわけだと思っております。こうしたほかの資産形成もあわせて活用していただいて資金を賄っていくといったことが重要であることを、投資教育でもよく認識いただけるようにすることこそが大事と思っております、取り組んでいきたいと思っております。繰り返しになりますけれども、高齢期に厚みのある所得を確保すること、それは若い時期も含めて現役時代から老後まで計画的に備えることが、法第1条に表れていますように、我々厚生労働省年金局として所管している確定拠出年金制度の根幹でございます。途中でやめられる、引き出せるということでは、その根幹を揺るがし、私どもの年金行政として、法が目指す老後の安心は保障できないと思っております。先ほど申したとおり、人々の資金需要はさまざまな時期で生ずるのだと思っております。その多様性に応じて、年金とかそれ以外のさまざまな資産形成制度が異なる役割を持っており、それらを組み合わせて使ってもらおうのではないかと思います。DCはその中で、年金としての役割を果たしていく。その旨を投資教育でも周知していくということを引き続きやっていきたいと思っております。

57ページ、兼務規制でございます。先ほどもありましたとおり、営業職員による情報提供の解禁についても検討しまして、やろうと考えましたところですので、社会保障審議会の企業年金部会でも方向性の了承を得ました。30年度中を目途に引き続き検討し、結論を得たいと思っております。これは省令とか通知の改正でやるものがございます。実施時期は、実施する運営管理機関での体制整備の準備期間等を踏まえて検討したいと思っております。(2)にあります営業職員に許容される情報提供の範囲の明確化も、同時にあわせて検討して、同じ時期の考え方で考えております。

投資一任サービスでございます。ニーズ把握、導入の検討について御質問いただいております。これも繰り返しになりますが、確定拠出年金制度は法第1条等にありまして、

加入者みずからが運用の指図、商品の選定を行う制度でございますので、当初から加入者みずから選ばないことを前提とした投資一任というのは対応困難と考えております。先般の法改正は、御説明しましたとおり、加入者自身が運用の指図などをより行いやすくする方向で、例えば商品の選択を促した上でも、運用の指図をしない方のための指定運用方法の整備とか投資教育の強化などの改善について対応しておりまして、5月に施行したばかりでございます。まずは施行内容の周知等に努めていき、運用指図を促すということが我々の役割かと思っております。繰り返しになりますが、このように、みずから納得して選んでもらうために、今、制度改正を進めている最中でございます。選ばなくて済むというベクトルではございません。また、御自身で選ぶというときに、加入者個人一般は、金融機関に対しては交渉力も弱く、情報も非対称でございますので、主体的に指図を行えるよう保護を図りながら制度をつくっております。投資一任というもので、その保護上、問題ないのか、金融諸制度も含めて、そういった環境が整備できるといった点も危惧されることでございますことも、あわせて申し上げたいと思っております。

長くなりました。以上でございます。

原委員 ありがとうございます。

では、御質問、御意見をお願いいたします。必ずしも順番でなくてもいいかもしれませんが。

佐久間専門委員 御説明ありがとうございました。

まず、これは皆さん常日ごろから心がけておられると思いますけれども、今、政府というのは当然エビデンスベースの政策決定をしていかなければいけないということでやっておられるかと思っております。その中で、ただいま聞いた中で、特にこの中途脱退の問題は、やや観念に基づいた政策決定になっているのではないかという点を非常に懸念します。2つありまして、要は、年金なので中途脱退は認めないという観念。もう一つは、税制優遇を与えているので、中途脱退は認められないという、この2つの観念。これによって、中途脱退は認めないという説明が今までの説明だったかと思っております。

これを科学的にやると、この観念というのは本当に観念でしかなくて、税制優遇を与えているから中途脱退を認めないというのは、これは何度も申し上げていますように、もしそうであれば、中途脱退した場合は、税制優遇も全部差し引く、事務経費を差し引く、それまでの利息等を全部差し引くということであれば、全くこれはニュートラルになるはずで、さらにペナルティーという考えでもいいかもしれません。なので、これはもう全くの観念ですね。

これは、厚生労働省と国税当局の間でやりとりが生じるという問題ももちろんあるのですが、国民からすればあずかり知らないところですから、ここは国として調整すれば全くニュートラルに請求ができる。なおかつ、取る原資というのはもうあるわけですから、基本的には取りっぱぐれはないと。倍返しとかそんな話になれば別ですが、さすがにそれはないとすれば、託したお金を原資にできるということで、これはかなりニュートラルに十

分できると思いますから、これは観念でしかない。

もう一つ、年金だから中途脱退を認めていないというのは、これは全く観念です。今のお話にもありましたように、公的年金を補っていくものとして私的年金の拡充をしなければいけない、これは正にそのとおりだと思います。その私的年金の拡充をするという政策に照らしたらどうなるかということで、今、制度設計されていて、その中でこの中途脱退を認めれば拡大はさらに進むと一般的には見られるのですが、ここは私も科学的にどのぐらいの率で増えるのかどうかというのはよくわかりません。ただ、今までの説明では、中途脱退を認めてもほとんど増えませんがという説明はないので、その辺のところをまさにこれから検討すべきところであります。

非常に単純に言ってしまえば、今の制度だと10人ですと。これに対して、中途脱退を認めると、2割増えますか、5割増えますか、これで全く結論が変わってくるということです。中途脱退を認めたときにやめる確率が3割だとしても、これは2割、5割で結論は変わってしまいますから、この辺のところの科学的な検討がぜひ必要だと思います。先ほど言ったように、これはもちろん、国の財政、税務をあわせたところで、ニュートラルになったときの前提であります。

さらにもう一つ言えば、これは人数の問題だけでなく、中途脱退を認めれば掛金が多分多くなるということです。ですから、これは人数がもし相対的に減っても、掛金全体が多くなればそれでいいという考えもあるので、つまり、中途脱退を認めれば、今、3,000円しかしていない人が、これは5,000円いく、1万円いくと。こういうことになれば、その分残った人についての拡充の度合いが図れると。ただ、これは全体で中途脱退して減ってしまうという先ほどの議論が当然ありますから、これも全体でどうなるかという、まさにそれは計数で決まる。これは予想値、傾向値ということになるかと思いますが、そういうところを検討して初めてなるほどということになるのです。先ほど言いましたように、今までは全て観念で説明されているので、非常に理解がしにくいという点を指摘したいと思います。

ですから、やはりエビデンスベースの政策検討というのを是非していただきたいと思えます。これから検討するとして、そういうところを御検討していただけるのかどうか、この点をお伺いしたいと思えます。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） どうもありがとうございます。

エビデンスベースということで、もちろん、中途脱退を認めた場合に何人ぐらい増えるかという現象は全く想定していませんお話ですので、したことはございませんが、むしろ我々としては、これはエビデンスにならないという御指摘だとは思いますが、やはりこれだけ公的年金が給付水準の調整がされていく、老後の備えの不安が高いということこそが、まさにこれは我々が年金行政として受けとめるエビデンスだと思っております。

観念とおっしゃるかもしれませんが、確かに引き出しはたかくなるというお気持ちは、個々の方はあるかもしれませんが、そういうことを認めて、結局高齢期になって資

産が毀損しているという制度を我々は用意していいのかという点につきましては、全くできないと思っております。それは、中途脱退をやることで少し人数が増えたりするという
こと以前に、そういう制度を国として責任を持って用意できないというところで、我々は
そもそも難しいと思っております。

原委員 正直、今のお話は全然かみ合っていない。皆さん方は高齢者の老後を守りたい
と思われているわけでしょう。それで、その私的年金を拡充されたいと思われているわ
けでしょう。佐久間専門委員がおっしゃられたのは、それだったら、この中途脱退を認め
ることによって、私的年金に入られる方あるいはその掛金の額がどれくらい増えるのか。
また一方で、途中で脱退される方がどれくらいいるのか。そのエビデンスを集めないこと
には、皆さんの目的を達成するために何をやったらいいのかわからないではないですか。

ということなのですが、要するに、少なくともその検討はしてもらえませんか。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） そもそも年金制度は、公的年金は特に、
年金制度を多少改正する、見直す、マクロ経済スライドのときも争点に上がっただけでも、
非常に国民の方は不安をお持ちになります。我々は、もともと老後にもらうためにずっと
積み立てる制度という前提で用意して使っていたのです。それを、いや引き出
していいですよというのは、全く年金制度ではなくなるのです。

だから、資金需要がいろいろあると思うのは認めます。ですから、いろいろな制度を使
っていただいているのであって、資産の全てをうちのDCにつぎ込んでいただきたいと思っ
ていませんので、そこは制度の中でニーズを把握するという世界を超えていると思います。

原委員 もう一回、別の視点で伺いますが、確定給付年金の場合との違いは何ですか。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） 確かに確定給付年金は企業年金でして、
労使合意で決めていただきます。老齢給付金というのは50歳以降で、確かに規約で定めれ
ば一定の脱退も可能でありますけれども、もともとそれは企業が掛金の拠出をし、企業が
まとめて運用する退職金由来でつくっています。

ですから、そういう経緯があって、多少そこは配慮して制度設計していますが、それに
つきましても、途中での引き出しを今のように認めていいのかというような議論さえ、過
去、審議会ではございましたので、そこは確定給付年金がそれだから確定拠出年金もとい
うことにはならないと我々は思っております。

原委員 いや、だから、おっしゃっていることが完全に破綻していて、年金だから中途
脱退はあり得ませんというのは、もう、観念論としても成り立っていないわけですね。
それで、實際上、企業によっては退職給付、DCのみの場合もある中で、何でそれを認めな
いのか全く理解できない。

佐久間専門委員がおっしゃられたような、エビデンスを集めるための検討をされない。
これも全くわからなくて、それだったらその私的年金の拡充ということの本気でやろうと
はされていないのではないのかと。厚生労働省さんは、高齢者の老後を守ることも、
おっしゃられているような年金という観念を守ることのほうが大事だということなのです

かね。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） もちろん、老後の所得を守るために申し上げます。現役時代、いろいろな資金需要があるのだと思います。それで、住宅ローンでも教育費でもいろいろなものを使っていたきながら、老後のためにとっておいてくださいねというために我々は提供しているのでございます。繰り返しになりますけれども、その限りでうちは拡充をする。むしろ、そういう不安があるからこそ、老後のためにとっておくことを国民の方にちゃんとやっていただきたいのです。なかなか若い方ほどそういう意識が薄いのは当然だと思いますけれども、若いうちからコツコツと老後に向けてとっておき、積み立てておくことが大事なのだということをおわせてということで、老後への取り置きということをもっとやってもらいたいという意味での拡充を考えています。

佐久間専門委員 それが公的年金の中途脱退という議論であれば、そういうことかなと思いますし、このDCというのが国民全員が入っていればまた同じことになると思いますが、決してそうではない。今はそれを増やそうという時の話をしていると理解していますので、今までの説明というのは、まさに公的年金と全く同じ考えで捉えられているのかなと思います。

これはビジネスで言うと非常に簡単で、幾らお金を集めるかという観点ですね。国民の将来にわたる原資を幾ら集めるかという、そのかき集めるときの集め方としてどういうやり方がありますかということなので、これはもう最初からある条件を設定するのではなくて、そのために一番効率的なやり方は何なのかという条件を詰めればいいだけの話だと思います。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） あくまでも公的年金の上乗せです。個人でも企業でもいいのですが、我々は上乗せとして考えてほしいということで、上乗せではなく、何かお金を積み立てていけばいいということで広げたいとは思っていません。上乗せとしてちゃんと認識した上で広げていくこと、それは確かに難しい話で、なかなか浸透しないのかもしれませんが、それを法改正などを通じて頑張っているところでございます。

原委員 全くかみ合わなくて困っているのですが、私的年金の拡充はされたいのですか。されたくないのですか。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） もちろん、公的年金を補完する私的年金というものを多くの方が考えていただき、自分の可能な範囲で取り組んでもらいたいと思っています。

原委員 もう一回、しつこいようですがお伺いしますけれども、そのために、中途脱退を認めることによって、どれだけ拡大をして、途中で脱退する人がどれだけ出るのかという、佐久間専門委員が最初におっしゃられたような調査をされないのはなぜですか。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） そうなりますと、年金として使わないニーズがあるかという調査をするという意味になってしまいますよね。我々はあくまでも年

金制度として提供していますので、どうなのかと。あと、税制ももちろんございます。税は政府の内部の話だと言われればそのとおりなのですが、では所得控除というのがかなりメリットとして理解されて、iDeCoもおかげさまで多くの方が入っていただいていますけれども、そこもそもそもひっくり返ると思います。

厚生労働省（橋本企業年金・個人年金課長補佐） 1点だけ補足なのですが、多少繰り返しの部分はありますが、18ページにあるとおり、確定拠出年金自体は年金性が素直にいくと、確定給付企業年金等に比べて年金性が見えにくい制度であります。個人で積み立てて個人で引き出してしまうと、預金優遇というような制度になってしまいますので、年金性が非常に見えにくい制度であります。その年金性を担保するために、正に性格として引き出せないというような、引退後、老後のために使うものだよということで明確な線引きをしていると。

観念論とおっしゃいますけれども、これはそもそも制度の成り立ちであり、そもそものものなので、観念が崩れると言われればそのとおりで、これが崩れてしまうと、税制優遇とセットで、制度そのものが違う制度になってしまいますので、それは検討自体もできないということだと思います。

佐久間専門委員 繰り返しになりますけれども、税制優遇については、中途脱退したときは、そうやってくれということでは決してありませんけれども、重加算税を課せばいいという設計もできるわけで、そうすると中途脱退してもらえれば国庫は余計潤うと、こういう話なのです。だから、税制優遇を与えたから中途脱退を認めないという議論はあり得ないと思います。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） もちろん、これは税制だけではございませんで、そもそも制度のたてつけとして考えられないということでございます。

税制はペナルティーで対処できるのでは、といっても、今の脱退一時金は法改正前はもうちょっと広がったのですが、さらに今回の改正で、これだけ私的年金を広げたのだから中途脱退を認めなくていいでしょうという議論にもなりかねないところを、何とか生活困窮の方だけ入れて残すようになった経緯もございますので、やはり中途脱退の余地というものは、非常に税の根幹とのかかわりが強いのは、ペナルティータックスであろうと、かなりクリティカルなことになると確信しております。

原委員 できるだけ老後のために使ってほしいという原則論を何ら否定していないのですよ。いや、だから、ペナルティーがあり得るのではないかというのは、老後のために使わないのであれば、一定のペナルティーを払うという制度設計だってありますよね。それをおよそ一切できませんという仕組みにする。なぜそれが制度の根幹なのか全くわからない。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） だから、老後に使うために制度を利用してもらっていますので、それを前提に使ってもらっていますので、途中で使いたいということをお初めから想定するというのも何なのかなと。そもそも本来想定していないところを

一部だけ認めているぐらいなのです。ですから、ペナルティーとかいう、初めからルール違反、目的外利用を前提として制度を組むというのは考えられないと思います。

佐久間専門委員 別に法律違反をしろと言っているわけではなくて、そういう設計をすればいいので、それは違反でも何でも無い話を、今、設計したらどうかと言っているのです。中途脱退しろということと言っているわけではない。中途脱退を認める設計にすればいいではないかということを行っています。

あと、今のお話を聞いていると、中途脱退が認められたら、全員中途脱退するというようなことを多分前提にされている。世の中の普通の定期預金で、中途解約したときは有利な結果にならないというときに、どのぐらい解約する人がいますかという率に比べたら、多分こちらのほうが解約しないという設計に十分できます。私には数値はありませんが、先日銀行協会の方とかが来ていましたから、そういう人たちはデータを持っているでしょう。今のお話は、とにかく中途脱退が認められたら全員中途脱退するという前提になっているのですが、はっきり言って、感覚的なことを言えば、多分そういうことはないと思いますね。

つまり、真面目に、若いときから積立年金をしようと思っている人であれば、ほとんどの人が、中途脱退はしない。逆に、そうではない人は、もともとこういう年金制度に参加しないということになるのではないかと思います。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） そうであれば、もちろん全員がそうなるというつもりは全くないです。制度を理解いただければ普通は引き出さないとと思うのですが、だからこそその理解を進める方を追求したいというだけでございます。

佐久間専門委員 ですから、中途脱退というのを認める制度にした上で、あなたはここをちょっと我慢するとちゃんと幸せな老後がありますよという教育をするということだとおもうのですね。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） 確かに長い職業人生で、途中で事情も変わるとは思います。ですから、年金を年金として維持しつつ、掛金の拠出を止めたり、金額を減らすということは可能としているのです。だから、コントロールはできるようにしているのです。その上で60歳以降、ある程度はもらいます、少なくとも積んだ分プラス運用益をもらいますねということを保証しているということで、我々はあくまでも老後にもらえることを保証する趣旨でこの制度を用意していますので、そういう制度が約束していることとの関係では難しいと思います。

原委員 もう何度も繰り返しですけれども、検討しないとされていることが全く理解ができないので、検討すると言っていたらあと5時間でも6時間でもやりたいのですが、一応時間が切れているみたいなので、もしよろしければ今の論点から一旦別の論点に移ってもよろしゅうございませうか。

あと、ほかの点を含めて、いかがでございませうか。

池本専門委員 私は余り専門家でなくて、一般の市民の感覚からしてとても違和感があ

るのが投資一任サービスの話です。先ほどから何度も何度も投資教育という話が出てくるのですけれども、普通に生活している人がこういった難しい話を聞いて理解して行動できるというのは、かなりハードルが高いと思っています。

もちろんそれで効果が出る部分もあるのですけれども、そこに余り期待するというのではなくて、専門家にお任せするというか、そういう情報のない人をサポートするようなことはあってしかるべきかなと思っているのですが。先ほどの御回答のところ、加入者のどのぐらいに投資一任サービスの希望があるか、ニーズ調査をやるということについては御回答がないようなのですが、ここは同じように調査の実施については御検討いただければと。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） こちらにつきましては、縷々御説明さしあげていますとおり、確定拠出年金制度はみずからの責任で運用するということで、みずからの財産として保証され、それを年金としてもらえるということでございます。

ですから、加入者自身の運用指図というのは、財産権にかかわる非常に重要な制度の趣旨でございます。なので、加入者が全く何も選ばなくていい、100%お任せしていいということはそもそも商品の一類型にとどまらず、その制度と、それこそ全く目的自体に反すると言ってはあれなのですけれども、相入れない部分があるぐらい大きな話だと思っていますので、ニーズを調査するということは、何か制度の中で考えますよという趣旨なのですが、制度の中でそもそも考えていいのか自体我々は疑問に思っておりますので、そもそも対応困難と思っております。

佐久間専門委員 別にこれは加入者全員が一任勘定しなければいけない制度にしるということを行っているわけではなくて、それを選ぶ人は選べるという話なのです。自分で運用できないというのは、まさに公的年金もそうですし、確定給付もこれは自分では運用できずに企業がやっているということなので、これは自分の選択肢として一任したいという選択をするということなので、趣旨として何の問題もない。

もう一つ言えば、本当に私的年金を拡充したいと思えば、ここを検討しなければいけない。今、なぜDCが広がらないのかというときに、自分でやれというところが大変だからと思う人がどれぐらいいるか、これは意外と多いのではないかと。ただ、これは私も何もエビデンスはありませんので、そういうところで拡充しようと思えば、こういう一任もできるようにすれば、より選択する人が増えるかどうか、この辺を見なければいけないのではないかと思います。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） 今、佐久間専門委員がおっしゃった、自分でなかなか選びづらいという声があるのはおっしゃるとおりでございます。その声は我々もよく聞いておまして、ですから、そのための、それを受けた改正を先般行ったわけでございます。

例えば、資料でいいますと38ページ、39ページあたりなのですが、運用を困難に感じている人がいるということで、投資教育は御示唆いただいておりますとおり、おっしゃるとお

り必要なのですが、38ページに見受けられますように、多過ぎると選べないのであれば数を抑制しましょうとか、39ページに行きますと、右に指定運用方法という言葉があります。これは正にどうしても選ばない人、本当は選んでほしいのですが、選ばない人がいる場合に選ぶよう促し続けた結果、どうしても選ばない場合には、あらかじめ決めた商品を適用しましょうということを法律で整備しました。これも法律の原則だとかなり例外でして、法律上、いろいろ法制的にも厳しい議論の末、何とか書けたもので、まずはこういうことを制度として用意していますので、こういうみずから選ぶことを支援する、いずれ、この指定運用方法で初めに選ばず適用されたとしても、なるべくその後自分で選び直す。DC制度は途中で商品を変えられますから、選ばせることを促そうと思っています。

なるべく加入者の選択を保護する方向で、今、制度改善をしている最中でございますので、我々の政策のベクトルは、なるべく選ぶことを、確かに今できていないという御指摘はある程度そのとおりなのですけれども、それを正に変えていこうと思っている段階にあることを御理解いただければと思います。

佐久間専門委員 教育は重要なのですけれども、運用商品を、自分で非常に子細に検討して運用している人は、年金に頼らず自分で投資をして、それで老後に備えていける。DCは、そういう時間がない、そういうことに時間を使いたくない、もしくは余りそういうことに詳しくないという方が参加しやすい仕組みだと思います。今、やられている方向からちょっと踏み越えれば、多分投資一任になるのと変わらないのではないかという気もします。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） いずれにしましても、我々はやはり今、今回改正で目指している、本人が運用することをより増やしていくということを目指したいと思います。確かに難しいと思われる方も多いし、そうだと思うのですけれども、ですから、商品のわかりやすい説明を運営管理機関に義務づけたり、ちゃんとバランスをとったラインナップにさせたり、今回の兼務規制もその一環です。いかに商品をわかりやすく御本人に御説明するかというところを、今、一生懸命運営にも指導していますし、兼務規制を通じて高めていますので、資料の中でも商品のラインナップがありますけれども、その中で例えばバランス型のように、複数の資産を複合してなるべくリスクも抑えながらやっている商品とか、いろいろ運営管理機関も工夫していますので、そういう中で説明を受けながら、自分で納得して選ぶということは進めていけると確信しております。

原委員 伺っていてどうしても理解ができないのが、投資一任を選ぶというみずからの判断による選択肢を何で排除されるのか、そこが全然わかりません。それで、今、お話をいただいた、いろいろな改善を図ってこられている、これも大変結構なことだと思います。ただその中で、伺っていても、やはり選ばない場合には、最終的には自動で決めてしまうというよりは、むしろみずからの判断で投資一任というほうが自分で選んでいると思うのですが、何でそれがだめなのか。

それから、財産権ということをおっしゃいましたが、これがなぜ財産権に関わる問題に

なるのか、もう一回教えていただけますか。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） まず投資一任は、そもそも商品を全く選ばないのだと思います。個別の商品がどれもわからないまま全て委ねると思いますが、例えばこの指定運用方法として見ていただいているものは、指定運用方法である商品は明らかになっています。例えばですけれども、ある運営管理機関はバランス型何とかファンドというのは指定運用方法ですよということを、ちゃんとあらかじめ本人に伝えます。あなたは選ばないとこれになってしまうけれどもいいですかと言います。それでも選ばないとなってしまう方が初めて当てられるので、本人も納得した上でになりますし、財産権とおっしゃいましたけれども、この指定運用方法でもそうなのですが、結局本人が選ばなかった商品で運用することになり、そこは損も得も全部自分の資産になるのですね。得すればいいけれども、損した場合、責任も本人のものになります。提供した運営管理機関に責任はとれないのですね。だからこそ自分の財産としてきちっと認識し運用してほしいということでこの制度がございますので、それを御本人の納得しない形での商品選択や運用の選択というものは、財産権を毀損するということになるということで御理解いただければと思います。

原委員 理解できなかったのですけれども、選ばなかったらこっちにしますよと最初から言うておくのはオーケーですと。それで、何で投資一任はだめなのですか。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） 投資一任は、そもそもどういうものかも含めて商品が見えていない場合があると思うのですね。指定運用方法はあらかじめこうなってしまうというデフォルト商品が見えていますので、どういうリスク性がある商品かわからないものを委ねた側で運用されると。それがわからないと。そういう今まで自分の資産が左右されてしまうということを、自分の年金として自分で運用して、自分の責任を持って運用しましょうという制度で認めていいのかというところは非常に問題があると思っています。

原委員 あらかじめ見えているのか見えていないのかというのは、さっきから佐久間専門委員もおっしゃっているように全く実態とは合っていない話であって、デフォルトでこれになるのだなんていうことをきちんと認識をした上で、じゃあ選ばなくてもいいかというような選択をされている方は最初からそんなことはしていないのです。実態として、投資一任とどこが違うのか全くわからない。

佐久間専門委員 投資一任すると、もうその先はとんでもないものが入るとというのがまた前提になっているような気がします。当然、そういうことを言っているのではなくて、投資一任という選択肢があった場合には、それなりのちゃんとしたルールをつくって、資格要件とかいろいろな要件、あと額の要件とかいろいろ入ると思います。

ですから、それは投資一任を認めた上で、その弊害をなくすにはどうすればいいかという次のお話があるので、投資一任をするととんでもない博打のようなものが入っていて、お金がペアになるというのが前提になっているような議論なので、基本的には投資一任し

ない場合の商品と同じような中で、ポートフォリオが組まれていくと。ただ、それは自分が決めるのではないと。こういうことの差だけだとは思いますが、そういうふうに制度設計はできるのだと思います。

ですから、そこはなぜ投資一任すると財産が毀損するのかの説明がないと。そうでなくても自分で決めたって毀損するわけで、これも観念論で議論されているのではないかと思います。実態を拡充するというためには、こういう投資一任をすればどのぐらい参加率が高まるのかというところを検討したりするべきではないかと思います。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） 失礼しました。

確かに投資一任をすれば全て損するみたいなのは、それは本当に極論だと思いますので、実態として全てがそうなるというつもりはないのですが、あと、実態と申しましたが、正直、確かに実態としてはなかなか自分で選ぼうとしない方がいらっしゃることは我々も想定はしております。そこを今、変えていこうとしているわけです。

ですから、指定運用方法も最終手段というかセーフティーネットみたいなもので、別にこちらを使ってほしいとは我々は思っていないのです。本当は納得して自分でラインナップをよく見て、勉強等というと確かに負担をかけますけれども、よく金融機関に説明させて、どういうリスク、リターンがあるかを自分で見て、自分の年金としてどういうふうに資産をふやしたいかを考えてやっていただくと。それは、なるべく初心者でも運用しやすいような商品を運営管理機関にそろえさせていますので、金融庁が貯蓄から資産形成と推奨していますように、国民一人一人が自分の納得した形で主体性を持って資産形成をするということは、政府としても推奨しているのではないのでしょうか。特に我々は年金ですから、あくまでも自分で納得して商品選択などをしてもらうことを追求している最中であることを理解いただきたいと思います。

佐久間専門委員 この金融商品のリスクを評価するというのは、非常に大変なことであります。これはもう過去のいろいろな事例で、名立たる大企業の専門部門が理解できずにリスクを負って、とんだことになっている例というのも枚挙にいとまがない。

それを教育によって、個人レベルでリスクは全部それなりに自分で評価できるようにするというのが、もちろんそういうことができる人はいますけれども、多くの人がそうなるかどうかというのはなかなか難しい。それから、それほど非常にレベルの高い国民を想定しているのであれば、先ほど言った脱退は、脱退を認めるとみんな愚かなので抜けてしまおうと考えるそもそもの国民像が、非常に矛盾しているように思えます。非常に高度なこういう商品について判断できる人であれば、それは一番その時点である意味では長期的にメリットになる判断をしていくことになる。先ほどの脱退の議論とは異なり、今度は、国民全員が大変高度、名立たる企業の財務専門家より非常に優れた人となっているので、その辺も国民像の設定を考え直したほうがいいのではないかと思います。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） 別にこれも高度な国民の方、資産運用において高度な知見を持っていないとできないという制度にしているつもりは全くなくて、

ですから、商品もわかりやすく並べるとかそういうことをやっています。

私が金融業界の話をするのもおこがましいのですけれども、今、フィデューシャリー・デューティーということ金融庁も推奨されて、より顧客の立場に立った商品提供をするものだとなっていますので、どんな国民の方でも、自分の資産を自分で育てていくということは本当に今、趨勢として正しいのではないかと、正しいというか進めていくべきと思っていますので、我々もそれに乗っかってなるべくと。正直、これまでDCは定期預金の運用が多いのです。それはこの低金利の中で全然不利なのではないと言われる方もいて、でも皆さん怖いから定期預金にされているのです。投資信託は当然リスクがあるけれども、いろいろな種類もありますし、それを自分で組み合わせることによって長期分散投資をすれば、中長期的には一定を見込める可能性が高いということも含めて理解すれば増やせるわけですね。

そういうことを政府全体で進めていく時代になっていると思いますので、どんな国民の方でもこういう制度は使っていただけるように、厚労省も努めていきたいと思っています。

原委員 これも議論が終わらなくなりそうなので、ここで一旦終えますけれども、検討されない理由が私たちは全く納得できませんでした。

今の点もほかの点も含めて、ほかにいかがでしょうか。

佐久間専門委員 しつこくて申しわけないのですけれども、いただいた資料の47ページに、たまたまある会社の提示するラインナップがあります。この一つ一つを理解する、もしくはこの組み合わせを考えるとということは、かなり高度な判断が必要になってきます。この中身がラップしていれば、全然リスク分散になりませんし、為替リスクがどうなるかということの評価をみんなができるようにならなければいけないという前提なのですけれども、それは難しいので、この中で勝手にやってくれという一任があっても余り大差はない。

ですから、先ほどから言っている一任というのが、本当に何でもいいですよという話では決してないので、そこは制度設計の問題だと思います。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） ごめんなさい。そういう意味ではこの資料は不親切でした。これだけではなくて、これに各制度の運用実績とか特性とかを全部説明するような義務もあります。ですから、これに関連した資料も全部用意して御本人に御説明することになっています。それを詳細にできるように可能にするのが、まさに兼務規制の緩和なのです。あれをこれまで窓口でできなかったのが、加入者も運用金融機関も困っていました。それで、窓口でこれを一個一個見せながら、これの特性を説明できるようになるのです。それをやったら意味がなくなってしまいます。

原委員 そういう話をされたのではないのです。

佐久間専門委員 もしそのような説明をやって、本当にこれらのリスクを評価するとなれば、専門家がやってもなかなか大変なことになりますので、どこかでお任せという要素は必ずある。それを一つ越えれば一任になるというところで、実際そんなに大きい差が制

度設計によって生まれないようにすればいいわけで、もう少し実態に根づいた検討をした方がいいのではないかと思います。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） NISAさんを含めて、公的な支援がついた資産形成制度において、責任を持って用意できる商品の考え方というのは必要なのではないかと思います。先ほどNISAさんのラインナップも多少勉強してお示ししましたけれども、もちろんプロに任せればいいという方はいらっしゃるのは事実で、それは否定しないのですけれども、我々は制度として、特に年金制度として税制ももって用意するときに、金融機関が全てやってくれますけれども、結果は本人に戻りますということを提供していいのかという点では責任としていかがかと思えます。

原委員 同じ話ばかりになるので、一旦次に行きますけれども、いや今の点でもいいですが、いかがですか。よろしゅうございますか。

そうしたら、ほか、論点が2つ残っていましたが、簡単に済ませたいと思えますけれども、加入資格の喪失年齢。これは御検討いただけるとのことだったのですが、これは前回も私、申し上げましたように、何でせつかく前回法改正されたときにこれをされなかったのか。だって、65歳まで働くことが、働き方の変化も進んでいて、当然そういう状況にはなっていたわけですが、これは何でされなかったのか。5年間の検討規定と言われますけれども、ここから5年間、本当に待たないといけないのですか。これはもっと早急に進めるべき課題だと思います。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） DC制度はもともと現役時代に積み立てて、60歳以降にもらえる制度として、60歳までの間にちゃんと積んでくださいという制度にしているからこそ、60歳以降積みません。65歳に延ばしたときに、では受給がどうなるのかとか、これを改定する際には実は根本的な問題もあるのです。ということで、制度を広げるという意味では、まずは個人型DCにおいては、制度の対象者が限られているところが最大の問題点ですので、それを手がけたということかと思えます。

先ほどありましたように、国民年金だけの方というのは、今、国民年金は、任意加入が一部ありますけれども、被保険者になるのは60歳なのですね。公的年金が65歳だというのは、受給開始は65歳ですけれども、被保険者という意味では、第1号被保険者というのは60歳だったりするのです。そのあたりは結構根本的な問題もいろいろありまして、ですが、企業型は確かに一部65でもあり、今、ちょうど人生100年時代とか高齢社会対策大綱でもいろいろ、前回全銀協のプレゼンがありましたとおり、さらに高齢期での支援を進めるという中で、その中でも、その趣旨も踏まえながら、あと公的年金の動きも踏まえながら検討していきたいと思っています。

5年と言いましても、平成29年1月から5年ですので、今からですと1年以上たってしまっていますので、その中では何とか検討したいと思っております。

原委員 これもぜひ早急に検討していただきたいと思えます。

それで、万が一にもこれで検討してまた間に合いませんでしたなんてことには到底なっ

てはいけないわけですし、4年を待つのでなく、いつまでに何を検討していくのかということもぜひ引き続き調整させていただいて、早急にちゃんとした検討が進むようにしていただければと思っています。

この点と、もう一つ、兼務規制のところも含めて、あとはいかがでございましょうか。兼務規制についての検討のスケジュールについても教えていただけますか。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） これは審議会でも方向性の了承を得ましたので、具体的に省令改正等の細部の中身とか、関係者との調整も入れますので、今年度中には結論を出したいと思っています。

原委員 これは仮に来年度初頭から可能にしようとするれば、今年度中の結論では間に合わないということになると思いますが、もう少しスピードアップできないですか。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） もちろん鋭意やりたいと思いますけれども、今回、兼務規制解禁の方向で考えていますけれども、あわせて加入者を保護するための対応措置も金融機関にやってもらおうと考えていますので、例えば商品の説明の仕方についていろいろルールを設けたりとか、その検討と調整、金融機関とも調整して実現可能な規制にしなければいけないので、それにも多少の時間は要りますので、もちろん来年度遅くならないように実施したいとは思っていますけれども、努力はしますけれども、結論は今年度中ということかと思えます。

原委員 あと、この点については、前回の会議の中で証券業協会さんからの御要望などもありましたが、そういった前回求められていたようなスムーズな顧客の対応は、今回の検討においてしっかりと実現されると思っていてよろしいでしょうか。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） スムーズとおっしゃるのは、あれですか。

原委員 前回の証券業協会さんが求められていたような顧客対応が実現されると思ってよろしいですか。

厚生労働省（青山企業年金・個人年金課長） ですから、確かにその整理を詰める必要があります。だから、顧客に対して提示や情報提供をきちんとするという方向ではもちろん考えています。今回、課題の2つ目を挙げていただきましたとおり、営業職員に許容される情報提供の範囲というのはおっしゃるとおり重要ですので、あわせて一生懸命急いで詰めまして、なるべく顧客に親切な説明ができるような方向で制度改正をしたいと思っています。

原委員 内容についてもぜひ、引き続きしっかりと調整をさせていただいてできればと思います。

あと、ほかにいかがでございましょうか。

よろしければ、一旦これで、今日はおしまいでよろしゅうございましょうか。

福田参事官 ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、事務連絡がございましてこのままお残りいただきたく、傍聴者の方はこちらで退席をお願いいたします。

以上で、第6回専門チーム会合は終了いたします。